

滋賀県教職員互助会では学校教育活動支援者（学校支援ボランティア等）を生かした教育実践の展開に対して、助成金を交付する事業を展開されています。詳しいお問い合わせは、滋賀県教職員互助会（077-528-4557）までお寄せください。

「学校生き生き活動支援事業助成金」 交付中！

財団法人滋賀県教職員互助会では『学校生き生き活動支援事業助成金』を交付しています。大いに活用してください！

～助成内容～

- ★ 滋賀県内の公立小学校、公立中学校および県立学校が取り組む学校教育活動支援者（学校支援ボランティア等）を活用した教育実践に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。
- ★ 助成経費の対象となるのは、原則として謝金、実費費用弁償、傷害保険料など。助成率は100/100、原則1校1事業で、助成限度額は30,000円（但し、一支援者一人当たりの経費の上限は、原則10,000円）

～これまでの実践例～

- ・ 図書ボランティア
- ・ 読書ボランティア
- ・ 茶道講師
- ・ 大学生による学習支援
- ・ 子どもまつりコーナー講師
- ・ 特別支援児の校外学習時の引率補助
- ・ 家庭科学習ゲストティーチャー
- ・ 学校スキー教室指導補助
- ・ 伝統文化伝承講師
- ・ 自然体験の学習支援
- ・ 国語力向上のためのゲストティーチャー
- ・ 理科学習ゲストティーチャー（気象予報士）
- ・ 芸術鑑賞会の講師（音楽家）
- ・ 総合的な学習ゲストティーチャー
- ・ 日常授業支援ボランティア
- ・ 外国人ゲストティーチャー
- ・ 生活科校外学習引率補助
- ・ 「技術・家庭」等実技学習の指導補助
- ・ フローティングスクール指導補助 など

～助成金活用学校からの声～

○地域の方や各種団体の方にボランティアとして来校していただいた時、たとえわずかでも、どこからも出すことのできないお礼の捻出に苦労しています。

○ここ数年、学校外の指導者やボランティアさんを依頼することが増えている。子どもたちの学習の状況に合わせてお願いした指導者の方やボランティアさんの交通費やお礼には本当に苦慮しています。

○無償でボランティアに来ていただくのが原則ですが、来ていただくことを続けていくために、例えば高齢者の方に来ていただく場合には傷害保険に加入しておくこと、遠くから来ていただく方に交通費や昼食代は少なくとも準備しておく必要があると感じています。

○このような助成金が交付されることによって新たな取り組みができると感じています。

○この助成金が活用できるということを知りスキー熟練者に依頼してスキー教室の班分けを細分化して、より安全な指導体制を整えることにしました。

○古典の授業で、机上学習だけでなく、生徒が身をもって学べるように、今回の助成金を活用して、専門的な技術を持たれた講師を依頼しました。

